

議事日程(第3号)

平成25年3月11日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理事(出納課)・・・・・・印 藤 勝 人
理事(教育次長)・・・・安河内 亮三	理事(住民課)・・・・・・安 部 健 一
理事(税務課)・・・・・・百田 順二	理事(上下水道課)・・今 泉 智 明
理事(建設産業課)・・安川 敏 幸	総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・吉松 良 徳	住民課長・・・・・・・・・・合屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻木 幹 夫	健康福祉課長・・・・・・畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・安河内 久 人	子ども教育課長・・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・川 津 政 文	総務課参事・・・・・・満 行 誠

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

本日は、一昨年3月11日に発生しました東日本大震災から丸2年迎えようとしております。未曾有の災害で犠牲になられた数多くの御霊に、心から哀悼の意を込め、黙とうし、御冥福をお祈りしたいと存じます。

○事務局長（合屋 栄一） 一同ご起立願います。黙とう。

[黙とう]

○事務局長（合屋 栄一） お直りください。御着席ください。

○議長（三角 良人） ここで、百田監査委員より欠席の届け出がっておりますので御報告します。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。11番、柴田真人議員。

○議員（11番 柴田 真人） 11番、柴田真人でございます。今、震災の黙とうをしましたが、政治力をもって、与野党も関係なく協力し合って復興のためにもしっかりと頑張ってもらいたいと願っております。では、内容に行かせてもらいます。

今回は、新春迎える入学生もありまして、通学路の安全対策ということについて質問させていただきます。これ昨日参りまして、視察の中に入ってまして、半分はそれで終わったようなものですが、改めて質問させていただきます。

新年度を迎え、4月には新入生も入学してくることもあり、通学路の安全対策についてお伺い致します。

今回の補正予算並びに平成25年度当初予算案に、防災・安全対策交付金が新たに計上されました。この交付金は、社会インフラ点検、総点検、維持、補修等に使えるほか、通学路の安全対策についても支援できることになったということでございます。

平成24年4月に、京都府亀岡市で発生した、登校中の児童等の列に無免許の軽自動車が入り、死傷者を出す大惨事、そのほかいろいろな事故がありまして、それを機会に文部科学省、国土交通省並びに警察庁が連携し、全国の公立小学校並びに公立特別支援学校小学部の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施され、対策カ所等の公表状態では、福岡県は39市町村、公表率は65%となっております。糟屋6町では、須恵町と宇美町が24年12月30日、31日の段階で図表を公表しております。

今回のこの交付金は、この図表を公表した自治体が申請をして初めて交付されるということで

ございまして、しっかり須恵町もその交付金を使って、新しく通学路に予算を取ってもらったということがわかっております。

ここでは、今回9つもあったんですけども、町としては20カ所上げておられたと思います。その使い道、今回9カ所以外をどのような経緯で、また次の段階をされるかお伺いしたいと思います。

次に、東中学校であります。東中学校の父兄からちょっと要望がありまして、この東中学校、今城山のほうから生徒が歩いて来ると、下の希望の階段を歩いてくる生徒がおるわけでございます。この東中の城山から上がる分に対しては、狭い道路を学校の先生、また父兄が子供を送っていくというような状態で、特に雨降りなどになりますと傘を差した間を車が通ると、車にも気がつくのが遅れるみたいな感じで、どうしても危険な状態、そのことをどう考えるか。その2点、小学校の分と中学校の分をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今回は、一般質問も3名ということですので、丁寧に説明していきたいと、お答えしていきたいというふうに思っておりますが。

先ほど議員が仰せのとおり、社会資本整備総合交付金、本町では6,160万円の交付金があるわけですが、その中で通学路と交通安全施設の整備をしようということで、いろいろ関係機関と調査をした結果、20カ所が上がったわけですが、そのうちいろいろと関係機関と協議して対応していこうということになったわけですが、質問の内容については2点ほどでございます。1点は、そういった通学路の緊急対策についての取り組み状況、それから東中の車の進入についてという2点でございますが、順を追って説明をしていきたいと思えます。

このような状況を受けまして、平成24年の5月に、警察庁、文部科学省、国土交通省が連携をいたしまして、全国一斉に通学路における交通安全の確保を図るための緊急合同点検等を行うよう通達が出されたわけでございます。このことによりまして、郡内、糟屋郡内、7町で手を挙げたのが、本町と新宮町でございまして、他の町は手を挙げていないわけでございます。

本町におきましては、この通達を踏まえまして、平成24年の7月に行政部局、いわゆる建設産業課、道路を管理しているところでございます。それから子ども教育課、これは学校教育を担当している部局、総務課につきましては交通安全を担当としている部局でございます。それに加えて、3小学校の代表者による合同会議を開催いたしました。今後の対策スケジュール等の確認を行ったわけございまして、各学校における危険箇所の取りまとめを依頼いたしましたわけでございます。この危険箇所の取りまとめをもとに、県道管理者であります県土整備事務所、昔の

土木事務所でございますが、それから粕屋警察署の参加の上に、対策必要箇所抽出会議を開催いたしたわけでございます。11月に具体的な対応策の決定を行ったわけでございます。

主なものとしたしましては、今議員がおっしゃったようなことで、22カ所出てきたわけでございます。第1小学校校区では8カ所、第二小学校校区では7カ所、第三小学校校区でも7カ所ということで、この22カ所のうち、2カ所につきましては24年度の対策工事で完了いたしておりますので、20カ所ということになるわけでございます。

その20カ所につきましては、いわゆる横断歩道の信号機等の設置、防護柵あるいは歩行スペースの確保及び自動車の減速を促すカラー舗装等を、そういったものを路面に表示したりということで対策を行うわけでございますが、その中には福岡県が管理しております県道の工事等、あるいは公安委員会が管理いたします信号機等の新設、改良等の問題があるわけでございまして、町が直接工事を行うのが16カ所であります。このうち9カ所については今議会、いわゆる24年度の補正予算で計上いたしておりますので、議員に審議していただいております。今議会には上程いたしました、24年度の予算の社会資本総合整備交付金事業による、須恵・粕屋線他通学路交通対策工事を実施するということでございまして、委員会前に工事現場の視察等も行っていただいたわけでございます。残る7カ所でございますが、これにつきましては、平成25年度の交通安全事業予算において対応すると、総額300万円程度ぐらいではなからうかというふうに思っておりますので、それでやっていくということでございます。

今後も各地で起きております痛ましい事故が起こることがないように、町関係機関とも連携をいたしまして、通学路の安全対策を講じていきたいというふうに思っております。

次に、東中学校の車の進入でございますが、議員はお子さん4人持ってありまして、保護者ということで学校の内容についてはよくご存じだと思いますけれども、原則として、子供たちを学校に保護者が送ることは禁止をいたしております。だから、保護者の車ということは想定しておりません。

ただ、教員の車が同じ方向に進行していくということで、内原・大谷線が完了次第、学校、それから関係地区の城山と協議をしていただいて、進入道路の変更をお願いしたいということで、関係課、教育委員会、それから建設産業課のほうに要望を出してございまして、現在その話も煮詰まった状況でございまして、新学期には間に合いませんけれども、新学期の途中で植木守母側からの進入に変えるということでございまして、子供たちとのいわゆる奇禍がなくなっていくという、そういうことで、子供たちの危険というものも解消されるのではなからうかというふうに思っております。

また、東中学校を他地区からお見えになるときに非常に説明がしにくいと。今後は守母のほうから入ってもらえば、右に曲がってもらえばすぐですよと言うことができますが、城山の中を通

って今まで来ておりましたので、非常に説明もしにくい。それから修学旅行あるいは社会科見学等で大型バスを利用する場合、どうしても入って来れなかったということの解消も今後できるんではなかろうかということで、一応あれは林道としてなっておりますので、通行を完全に遮断するという事は不可能でございますので、いわゆる落とし込みの車どめ、それをつけて、その関係地区にはその鍵を渡して、落とせば車は自由に進入できるということを考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 柴田議員。

○議員（11番 柴田 真人） 見事なる答弁ありがとうございました。本当思ったとおりできていまして、再質問というところまで行くところではないと、私は思っております。本当に町としてはあらゆる国のそういうふうな予算に対してしっかり目を配られ、町にいいことはどんどん取り入れられているということが今回もまたよくわかりました。あそこのポケットスマートインターのときもそうですけれども、国がそういうふうで何かあったときもすぐ情報を早目にキャッチして取り入れて、それが須恵町のことによくなるということが今回のこの件でもしっかりわかりました。

そして、今回は東中のこの件でちょっと質問、どうにかならんかということで質問したんですけれども、それに加えてこの新年度の総合点検のほうもさせてもらいました。東中も、4月に間に合ってもじきできるという答えをもらえましたので満足しております。より早い入れかえを、向こうからの開通を望んでおります。

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（三角 良人） 9番、今村桂子議員。

○議員（9番 今村 桂子） おはようございます。

日ごろから執行部の皆様には町民の住みよい町まちづくり、また安心安全のためにお働きいただきありがとうございます。このたび、久しぶりに建物が、れいんぼ一幼稚園ができました。町民の皆様の期待が非常に高まっております。これからの運営をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、9番議員、今村桂子でございます。コミュニティの今後はということで一般質問をさせていただきます。

コミュニティの新体制として、4月より事務局長を置くというように予定されて、予算計上されているようでございますが、コミュニティでの新事業（活動）をどのように計画しているのでしょうか。また、3つのコミュニティでは、主体性を持って活動されておりますが、新事業（活動）について、熟知をしているのでしょうか。また、役員会などで議論されているのかお答えください。

事務局は3人体制となりますが、現在コミュニティの会長は5万円の報酬です。事務局長の出勤日数、時間、報酬はどうなりますか。また現在、3日間の運営、そして午後のみですけれども、それは今後どのように変わりますか。事務局長の配置の件を、議会の予算承認前、またコミュニティの役員会や事務局が知らないうちから、事務局長の名前、情報を耳にしましたが、経緯は適切に行われていたのですか。事務局長の選定、任命の経緯と今後のコミュニティの方向性について質問をいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをいたしますが。いわゆるコミュニティというのは、行政区とかあるいは各種団体の連合体であるということがございますし、同じ居住区に住んで利害をともにした共同体と、そういうものをコミュニティというわけございまして、第三小学校を建設する時点でも小学校を核としたコミュニティをつくりたいということで、三小ができることによって行政区を7つ、あるいは6つということですね、うまく機能していくんではなかろうかということと、当時小学校の建設希望が通常でいいます西側地区のほうから起こっておったわけございまして、今設定をしております文教地区に第三小学校をつくることによって均等なコミュニティができていくということで、第三小学校もつくったという経緯があるわけございまして、本町においては若干の生徒数の移動ということが起こっておるわけございまして。第二小学校校区のほう非常に人口増になってきておって、三小校区のほうだんだんこう生徒数が減ってきておるといような状況も踏まえますけれども、ある程度均等にコミュニティが行われておることでございます。

そして、今、事務局長のお話をされたわけでございますが、事務局長という名称については、第一小コミュニティと第二小コミュニティは現在もあるわけでございます。第三小コミュニティにはないわけでございますが、いわゆる平成7年度にボランティア派遣事業というものをやったわけですが、今のまちづくり課長、それから私が当時の課長でございまして、コミュニティを進めていこうということでやったわけでございます。

それから、平成9年度から12年度の3カ年間において、福岡県のほうでいきいきスクールモデル事業というのを、ふくおか事業というのを認定受けて、それを推進していったという経緯もあるわけでございますが、平成14年度になりまして、学習新指導要領の中で学校週5日制ということが完全実施されたわけでございますが、そのモデル的な実験としても、いわゆる東幼稚園、第二小学校、東中学校については第2、第4を休みとするという社会実験を、全国四十数カ所だったと思いますけれども、その中に入って社会実験も協力したという経緯があるわけございまして、そのときに学校にTTとしていわゆる教員の代理といえますか、教員を指導する一般社会人の人を学校の中に指導者として取り込もうということでボランティアの派遣事業を進めたわけで

ございますが、その進めた経過、軌道に乗って順調に行ったわけですが、それはそれで一応終わりだということで、今度は学校を開かれた学校にするために学校の中に事務局を置こうと。そして学校が、いわゆる ICU といいますか、そういうところから逃れた、一般の社会と同じような環境にすると。

学校だけが非日常化されて、当時大阪教育大の池田小学校の痛ましい事件があったわけですが、あそこは地域の学校ではないわけですが、附属の学校で地域とは遊離していると。だから、地域の人を守れないという状況もあるわけで、本町においては地域の学校であるということから、地域の人で守っていただこうと。私は当時無謀なことも言ったわけですが、学校の周辺のいわゆる垣根を取っ払いなさいと。ボールが落ちるからということだけは置いてもいいけど、それは通常の社会、日々の子供たちが生活するエリアと学校が離れておってはだめなんだと、学校の中は守られておっても、社会に出ると子供たちは自分で自分を守ることができない。学校はそういった訓練の場であると、教育の場であるということを常々学校長に私は当時から申ししてきたところでございまして、通常の教育課程、昼間の子供たちが学ぶ中に地域の人たちが入り込んで、地域の人たちとともに一緒に学んで育っていこうということをしたのが、そのボランティア派遣事業からいわゆるコミュニティ事業に進んでいって、全国的にもそういった評価を受けた経緯があるわけですが、成果としては、学社融合事業の実践の場として13年4月から町内3小学校の空き教室にコミュニティ事務局を置くことにしたわけですが。

連携事業と融合事業というのは違うわけで、連携というのは、片一方の主権に対して片方が協力をするというのが連携であって、融合というのは、1つの事業を同じものが学校も同じ単位でとる、地域も同じ単位でとるところが融合事業であって、連携事業であると、地域がいつも学校に協力をすることによって地域が負担を感じると。それではだめなんだと。地域も地域の行事のポイントとしてそれを捉えるということになれば、負担にもならないということで、私は融合事業ということを進めていったということになるわけですが。

ターニングポイントになったのは、小渕元総理が、これは私的な諮問機関としてでございますが、教育改革国民会議というものをつくられたわけですが、その報告の中に教育を変える17の提言というのがあったわけですが、平成12年12月に答申がなされて、その中の第2部会、学校教育部会というところから提言があったわけですが、コミュニティで育つ、コミュニティを育てる学校づくりをしましょうと。まさに学社融合事業になるわけですが。それから、新しいタイプの公立学校の可能性を検討しようということで、これを受けて我々はスタートしたわけですが。

当初のコミュニティの狙いというのは、いわゆる学校と社会教育の連携融合を推進すると、それから学校のスリム化を図ろうというふうなこと、それからそれは学校を開くことによってスリ

ム化していくということでございますし、町全体の事業内容の見直しもしよう。小さな行政区では、子供会活動とかできなくなってきたと、少子高齢化によって。そうすると、そういったものを校区の単位でやっていけば十分できるのではなかろうかという見直しを行っていかう。

それから、行政区間の格差というのが非常に出てきていると。大きい行政区は3,000人からの住民がおりますが、小さい区は400人ぐらいの小さな区で、非常に格差があり過ぎるという問題でございます。また、当時予測されたのは、合併という問題が非常にこう大きな問題をはらんでおりまして、合併問題を踏まえたところでまちづくりのエリアを考えようということで、教育行政のほうでは合併を視野に入れたところで、新しいコミュニティを考えるというのをやっておったわけでございます。

平成21年に、もう皆さん御存じと思いますが、社会教育課でやっておりました教育コミュニティからまちづくり課をつくりまして、自治コミュニティに進めていこうということでございます。いわゆる教育コミュニティから自治コミュニティに推進を切りかえようという方向転換をしたわけでございます。

一昨年の10月から11月の2カ月間に20行政区をまちづくり懇談会ということで回っていただいて、行政と住民が協働のまちづくりを進める上での課題等を検討していただいたわけでございます。その中で行政はどういうふうな支援をし、あるいは協力をしていくかというのを考えたわけでございまして、あくまでもコミュニティというのは行政主導ではなくて、住民主導の機関であるということでございます。

その後、平成24年には町全体として暮らしのコミュニティづくり懇談会というのを開催いたしましたし、同じく各これを校区単位としてまちづくりワークショップというものを実施していただきました。そして9月、11月、12月でそれぞれのコミュニティでワークショップとか懇談会を開催をしていただいたわけでございます。

そして、各校区からの主な課題といたしましては、空き家対策だとか買い物難民だとか、いわゆる組合加入率の低下だとか、子供会のあり方とかもろもろ意見が出されたわけでございまして、コミュニティ事務局開設から12年がたったわけでございまして、各区の区長さん初めまして、推進員またコミュニティ主事の尽力によって、年々事業の充実、内容も着実に向上していったというふうに考えておるわけでございますが、まだまだ住民自治をコミュニティで担うまでには至っていないというのが私の結論でございまして、本町では平成2年以降、各行政区の枠組みが変わっていない、身近なコミュニティエリアは区や組合組織であって、行政区優先というのは図式はゆがめないところであるわけでございます。

きょう議員にも差し上げておりますけれども、校区コミュニティの構想、地域編とか指導者編とか、運営編とか、いろいろとまちづくり課のほうで考えて、その地域編というのが一番まとま

っておるなあということで、きょう議員のほうに差し上げておるわけですが、そういった方向で今後進めていこうということでございます。

先ほど言いましたように、3,000人から4,000人ということで、行政区が横並びではないというのが非常に問題であるわけですが、新たな公共と言われます小学校区を基盤としたコミュニティの役割は、これからなおさら行政区がいびつである以上、大きくなってくるのではなかろうかというふうに思っておるわけですが、区単位で困難なものを小学校区単位でやっていこうということでございます。

今後といたしましては、行政あるいは行政区とのかかわりを一層強固なものにしていくために、地域住民に対してだけでなく、行政職員もコミュニティに関する研修を実施いたしまして、共通理解を図っていききたいというふうに思っておりますし、現在のコミュニティ主事2名に加え、行政の仕組みあるいは地域の実情に精通した事務局長を専任で配置しようというのは、いわゆる方向の転換ということではなくて、事業の充実を図ることから、コーディネーター役としての事務局長を配置しようということでございます。

1、2に事務局長という立場の方を、とありますが、いわゆる有償ではないわけですが、今回についてはわずかでございますが、週二、三回の出勤でわずかなお金を支払いながら、行政と住民のパイプ役、そしてコミュニティのコーディネーターを進めていくということで、配置しようという計画を立てたわけでございます。

現在、主事さんについては、若いといいますか、中年の女性さんでございますが、なかなかその方たちに事業の推進から、事業の推進等についてはまだいいんですけれども、その成果、方向性等について責任を持たせるというのはやや重いではなかろうか。そこに男性になるか女性になるかも考えておりませんが、ある程度精通した方をそこに配置することによって、主事さんの本来の任務につけるのではなかろうか。主事の専門性を生かしたそれぞれの事業というのが進んでいくんでなかろうか。事務局長というのは、運営その他、地域のコミュニティの中の総括として責任を果たしていただくということによって、コミュニティ主事の働きも十分になってくるのではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。

また、具体的ではないんですけれども、今回のことで上げると、25年度の事業として計画しておりますが、第一小学校、南幼稚園の下に学童保育所というのがあるわけですが、それを第一小学校の校庭内に移築しようと、移築といいますか、新設ですけれども、それをコミュニティセンター的な役割として、そこにコミュニティの事務局長、それから主事等を配置してコミュニティの核として、その後実施しようと。

そして、将来的には、このコミュニティが学童保育所を運営すると。今、保護者に運営をしていただいておりますが、それも将来的にはコミュニティのほうで運営をしていく、そういう体

制を整えばやらせていこうということで、コミュニティセンターと学童保育所を合築したものを校庭内に25年度つくろうということでございます。そして、第二小学校にもそれを伸ばしていこうという考えを持っておるわけでございます。

事務局長の選定任命の経緯ということでございますが、正式には決定しているわけではありません。打診をしたということでございますし、コミュニティの今の会長さん等については、事務局長を設置するという話はいたしておりますし、会長さんからはまちづくり課のほうで候補者をリストアップして、コミュニティのほうで選定したいという話はいただいておりますし、昨年の秋ごろから事務局長設置に向けた内部協議、いわゆる予算であるとか人選を進めておったわけでございますが、人事というのは非常に難しい。公開でやるということは不可能でございますし、日銀の総裁の件についても、極秘で進められておったのになぜか名前が上がってくるという、上がってくると非常に選定が難しい。しかしながら、前もって人選をやらなければ、人は見つからないということでございます。

年度末を迎えまして、各行政区では、新役員の選考が行われます。その前にやはり7つないし8つの行政区の取りまとめをする方でございますので、そういった方については、こちらのほうから先に唾をつけておくというのは大事なことではなかろうかと。

そういったことで、これは通常事務の状況の中での推進事業であって、内容を公開して方向性を転換するというところまでの話ではないわけでございまして、通常事務委任を受けた我々事務者側で行っていくそのものの内容であって、一番難しいのが人事の問題であるわけでございますが、その人事について、人選の候補者の中で氏名が漏れたということでございますが、漏れたとしてもですね、それは隠しておったわけではありませんが。

ただ、我々は非公式に極秘に打診をしておったという状況でございまして、新たな事業展開を変えると、コミュニティのやり方を方向性を変えるということから、事務局制をひいたわけではありません。事業の展開、推進をより深いもの、より高めるものとして事務局長制度を設けたわけでございまして、このことについての報告が遅いとか漏れるとかという問題ではないというふうに、私どもとしては考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） ただいま経過等については詳しく説明をしていただきました。あと、詳しい内容について、まだまだちょっとお答えいただけていないところもございますので。

今、住民のニーズというのは、時代背景が少子高齢化、また核家族化ということで本当に多種多様に広がり、そのニーズは行政だけでは対応できなくなっているのはわかっております。住民、企業、行政、地域全体が協力し、ともに汗を流していかなければいけないというのは、先

ほど町長も言われたとおりでございます。町長がいつも口にされる、自助、公助、共助でございます。俗に言う新しい公共ということでございますが、そのためには行政主導のまちづくりから協働のまちづくりを進める必要があります。コミュニティもまさにこれを目指しており、ボランティアで多くの方々にかかわってもらっているところでございます。

住民と行政が話をして連携し理解し、お互いに役割を確かめながら協働の階段を上っていく。決して、行政主導になっては階段は上れないのではないのでしょうか。

今回の行政主導の事務局長の設置でございますが、なぜ事前に協議がなかったのか、相談がなかったのか。町長のほうでは今説明をされましたが、全く協働になっていないのではないのでしょうか。現在、無給で事務局長、以前から1回目は第一小学校は松山議員、今4代目ですか、たまたまおりますけれども、現在の事務局の体制のままでは、今回町長が考えられているようなことはできないのでしょうか。

トップダウンでこのように事務局長を持ってこられるということは、会長以下役員も全てじゃあトップダウンでおろせばいいんじゃないかという、コミュニティの反発が今非常に高まっております。なぜ、事前にコミュニティに相談、協議が役員会、なかったのでしょうか。天下り先になるのではという不安の声も上がっております。コミュニティと協議し、本当に新しい方向性を納得してこれから事業をやるのに、地域からじゃあ事務局長が不足しているんだということで、ぜひ置いてほしいということで、事務局長を置くということは非常に素晴らしいことだと思います。

この間、コミュニティ、第一小のほうですけれども、区長会のほうが話し合いを行ったときも、今がその時期なんだろうかと、非常に経済が厳しい時期でもあるのに、なぜ有給の事務局長を置く必要があるんだ、そういうような非常に厳しい声が上がっております。

地域では脱会者、区未加入の増加で頭を痛め、経済的にも困窮しており、現在コミュニティでも解決に向けて懇談等に取り組んでいる状況の中で、新事業というか、新しい方向性まで取り組んでいけるのかということも非常に疑問視されております。

そして今、2人の中年女性と言われましたけれども、2人の女性が事務局おりますけれども、そのほかに事務局長、そして第一小校区はサポーターという制度を取り入れておりまして、やめられた役員さんがサポーターで入ってっております。

そういう中で、非常にうまく方向性として回ってるんですね。自治として今いろんな部会があって、安心安全の部会とかいろんな方向性を持って頑張っているところです。

そういう中で、このきょうお配りいただきましたけれども、組織内を円滑に進めるためにという、これに載ってるように、話し合いの原則、第4番目、一方的に押しつけるのではなく、お互いが話し合っていく。また、第2番目、自主性、自立性の原則、もたれ合うのではなく、お互い

が自己責任、自己決定のもとに支え合う関係。1番目、対等の原則、上下関係ではなく、お互いの立場を同等として認め合い尊重し合う関係。こういう関係の中で本当に信頼性があるからこそ成り立つ自治ではないだろうか、協働のまちづくりではないだろうかと思っております。

現在、今言われたように、役場からトップダウンで事務局長を持ってくるということは、本当に自治を頑張ろうって、みんなでボランティアで育てていこうという方たちの意思をそぐんじやないか、意気をそぐんじやないかと非常に心配に感じるところです。

また、役場の方向性を伝えるとかコーディネータとしてやっていくと、それと、事業の責任を負わせるには非常に厳しいということですが、自治である以上みんなで話し合っ、いろんな方向性を決めて頑張ってるわけですね。コーディネーターが要るということであれば、今の事務局の方でも現在は非常にうまくいっております。それと、役場の職員さんが、担当の方が3名ほどいらっしゃると思うんですね。その方がコミュニティに行かれて、いろんな連携をする役はできないんでしょうか。本当にその有給の事務局長がいるのかということで、非常にコミュニティが混乱をしております。

皆さんの意思が、本当にせっかく有給でしていただくというのは非常にいい方向性だとは思いますが、その経過がまずかったんじゃないかと。やはり、こういう事業を将来的にやりたいということを説明されて、それで皆さんが、役員会、推進会あるんですよ、自治の団体が。そういうところで納得をした上で、じゃあ今の段階では自分たちの手には余るよということで、お一人、ちゃんと事務局長を有給で雇ってほしいという話が出て初めて、これは載せていけるんじゃないでしょうか。

その辺で逆にコミュニティの意思が、意気が下がったら、本当にこれは逆行してるんじゃないかと言わざるを得ない状況に、今コミュニティのほうがなりつつある状況なんですね、現実。非常に皆さん動揺しております。

この辺のことをどのように考えられるのか、そして将来的にこの校庭内に今のコミュニティセンターをつくるというのを、移築するというふうに言われましたけれども、現在、学童保育所の1階を学童保育所、2階をコミュニティが使うというふうに私たちは説明を受けてたんですけれども、この関連が今ちょっと別の方向性だったようなので、それは具体的にどのようなものをどのように計画されているのかというのも一つ。

それと、先ほどお答えいただけなかった事務局長の出勤日数、時間、報酬、報酬は大体計算すれば5万円ぐらいですか、わかるんですけれども、その辺についてどのように考えているのか。今、週3回の午後だけですけれども、事務局長が配置されれば、全日数、平日せめて月曜日から金曜日まで朝から夕方までになるのか、その辺もお答えをいただきたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 何かこう、私が答えたことが理解されていない。それから、質問が住民主導と言いながら行政主導と意見を述べてられるような、いわゆる時給どれだけ務めれとか、今どれだけ払うとかいうのを決めると、それはトップダウンでしょう。

そうじゃなくて、それは今人選をしておると、そして最終的にはコミュニティのほうで決めていただくというのを会長さんと協議が終わっておりますという答弁をしたはずです。それをトップダウンで誰をと、決めたわけでも何でもないので。候補者をリストアップしてほしいという話ですから、それは決まっておりますという話をしたんです。そしてその中で、うちは、うちのコミュニティは週2回でいいとか週3回でいいということになれば、それを最低賃金の時給600円幾らとか720円とかに決めて、そのコミュニティで決めていただければ、そして事務局長さんの報酬になっていくと。それは協議をしていただくということで、そういったのをトップダウンする意思は何もありません。だから、行政で担当部局がおりますからそれでいい。

住民主導と言いながら、なぜそこに行政が入って行政主導をやらなければ、質問の趣旨が、住民主導であるのか行政主導であるのかまぜこぜになって、私も答弁に非常に苦しむわけですが、いわゆる、私どもはサポートする、協力をし支援をする、そして10月と11月に各地域懇談会を回り、その総括の中で事務局長を配置して住民主導で行くならば、住民側の事務局長さんを設置したほうがいいという結論に達して、今回から事務局長を選任しようという話になったわけで、行政の職員の天下り先だとか、そういうふうな邪推をされるというのは非常に心外であるわけですし、議員さんも同じようにコミュニティを推進していただいております立場として、私どもも申し上げるならば、そういった変な意見、そういったものを逆になだめて、我々行政と議会とが一体となってコミュニティを進めておりますので、そういった説明をしてほしいと。逆に、想像だにし得ないようなものを逆にあおるようなこと、火に油を注ぐようなことをやってもらいと私どもも非常にやりにくい。

先ほども言いましたように、人選でございますので、これは極秘に進めなければいけない、あくまでも候補者を挙げるということで、決めるのはコミュニティであると、それは会長さんとの了解を得ておるということをおっしゃるわけでございますので、それは、そのコミュニティ側でそういう問題が起こっておるということであれば、それはそういうふうに答えていただきたい。

我々行政も議会も同じ方向性で私は行っておるというふうに思っておりますので、あと、時給の問題についてはそういう問題、勤務についても最終的にはコミュニティで決めていただきたい。

今のコミュニティ主事さんでなぜできないかということですが、やはり女性であるし、ある程度年齢も若いと、区長さんたちのほうが歳は上であるし、そこにこれをやっていただきたいというお願いは非常にやりにくいということもありまして、そこにコミュニティのいわゆる局長というのがおれば、対等な形で区長さんたちとの話し合いができるということで置こうという

結論にも至っておるわけでございます。

施設の問題でございますが、これも計画を第一小学校の敷地内に移すと。あの位置は危険であると、崖地であるし危険である、あるいは幼稚園の迎えの車といわゆる遊びの場が一緒になっとうから危ないということで、再三言われておりましたので、今回その位置を変えるということからすると、学校敷地内であろうと、そうするとコミュニティの事務局もいわゆる学校教育コミュニティから自治コミュニティに進めていこうという中では、学校の中だけにいるということになれば、教育コミュニティの域を越えられないのではなかろうかと。

今回、留守家庭児童対策の部屋をつくるということであれば、その位置に、そこにいわゆるコミュニティの事務局も置いて、そしてコミュニティが学童保育所を見守り、学童保育所の人たちとコミュニティの事務局が、事務局だけで固まらなくて開かれたものになっていくのではなかろうかという構想であるわけで、現在、その細かい設計については、予算がつきある程度の方向性が出ますと、きちんとした設計ができ上がるという状況でございます。

一応、おっしゃったように1階を留守家庭の子供たちで、2階部分に、敷地が狭いもんですから2階部分になろうかと思いますが、そこに事務局を置きたいというふうなことで、部屋等についても、ある程度は利用できるものはお互いが利用し合いながらやっていけばいいかなというふうに思っておりますが、やっていかれない部分も生じてくるわけでございますので、そういったものについてはだめだということで、そこで一つで地域の子供たちは地域で見守るという本来の姿に戻したいと。

保護者の会で留守家庭の子供たちを守っておりますが、それについても、保護者会のほうで自分の子供を優先して入れるとか何とかかんとかっていう話があります。それが今度は行政になりますと、定数でびちっと切りますので、1人ふえ2人ふえっていうのが非常に厳しい、それは地域の人たちで指導員も含めてコミュニティのほうで考えていっていただくと、非常に利用しやすい留守家庭児童対策事業であっていくんじゃないかろうかということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 私の質問の仕方がよくわからなかったということでございますが、行政がまず事務局長をつくるということであったので、一応行政側の考えとして、何日間の出勤で金額は幾らでどのように設定をしているのでしょうかということをお聞きしました。これは行政が一応設定しているというもとの、私が協働ということと混合した質問をしていたようでございますが、そういう意味で質問をいたしております。

また、この方向性でございますが、事務局長、現在第一小、第二小もおります。その事務局長

は、じゃあ、どのようにするのでしょうか、もう要らないのでしょうか、そういう行政側から事務局長を持ってくるということは、今、非常に事務局長一生懸命動いていただいてサポートをしていただいております。これが行政のほうからコーディネートということで来られるのでしたら、せっかく事務局長も育てきてボランティアも育てきて、本当にいい環境の中で現在やっております。

そして、方向性としては学童保育所というのもやっていきたいということでございますが、これも非常に道のりは険しいと思うのです。それこそこの事業をやれと言ったら、トップダウンということで役場のほうから言われているということになりかねません。それって、今せっかく事業を自分たちで考えてやっているのです。方向性を、まあ一応こういう事業もやってほしいということは可能だと思います。それでやるのであれば、皆さんこれから検討をされるのだと思いますが、その前に事務局長というのが来たので、皆さん非常に混乱をしているのは事実なのです。

これは何ていいますか、天下りというのは本当に聞こえている声なのでここで出させていただきましたが、私もそれはないとは思いますが、実際名前が上がっているのです。それも日数まで全部聞いているのです。1月の22日にどういう説明があって、1月の25日には誰からどう聞いて、本人にも聞きました、名前の上がっているかた。そのとおりの話があったということでございます。

これはやっぱしコミュニティの側としてはおもしろくないといったら変な言葉ですけども、それを知らないうちから事務局長の話があったということを知って、非常にコミュニティとしてはがっかりというか、何かやる気をなくしたというか、非常にそういう思いをされているのは事実なのです。

そういうつもりでないのはもちろんわかっております。役場としては、そういう人材を有給でつけてやったら、事務局側もコミュニティも助かるのじゃないかという思いと、それをつなぐ役として置いてあげたいという思いがあったのだらうと思うのですけれども、その気持ちがすごくすれ違っているのですね、現在。その気持ちを解かないと、このこれからの事務局長も、じゃあ、自分は何をやったらいいのだという、事務局長に打診された方も、じゃあ今後どういうことを自分はやったらいいのだと、事務的にすることは今のコミュニティ主事のほうにたけていると、じゃあ自分は本当に何をすればいいんだという気持ちも、選ばれた方たちの中にもあるようでございます。

第二小に関しましては、現在の事務局長を有給にするということで、その意味合いがあるのだろうかということもありますし、会長のほうに打診されたということでございますが、会長のほうももう役場が決めとっちゃろうって、そしたらこちらが言うことは無かろうって、行ってもだめっちゃろうってという話だったということも聞いております。

本当に、やる以上はしっかりと、その辺の状況が漏れない形で押し進めるのであれば、しっかりと守秘義務を守って押し進めていかないと、本当にできるものもできなくなる。

それと、住民感情が逆に逆なでされた形でこれを進めるというのは非常にコミュニティの意気が下がる。本当に何か今最悪の状況になっているようでございます。

まずは、コミュニティとの協議を行って、新事業とそういう方向性の説明をされて協力を求め、コミュニティの納得、承認を得て初めて事務局長をじゃあお願いしますということで、有料で設置という経緯になっていくのが本当の協働のまちづくりを進めるには必要なことじゃないかと思えます。

行政から相談もなく、突然有給の事務局長配置の話に関係のない周囲の人から聞かされ、おまけに事務局長内定の名前まで聞かされるというのは、コミュニティの行政に対する信頼が揺らぐということはもちろん大変なことだと思います。この間、区長会の席にその名前を上げられている方もいらっしゃって、非常に不愉快な思いをされております。本当に、多分やめたいという思いになられているのじゃなかろうかと心配をいたしております。また、このような情報が漏れるというのも大きな問題で、職員から漏れたのかどこから漏れたのかはわかりませんが、やっぱしモラルの低下ではないだろうか。守秘義務というのをもう一度考え直す必要もあると思えます。

コミュニティの件についてはもう一度見直して、しっかりとコミュニティと協議してから取り組むのがよいのだらうと思いますが、それでも今年度実行をされるのでしょうか。いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） まず、天下りという言葉が使われましたが、天下りというのは町の職員をことし定年をしてやめる、例えばこの辺の、この人たちが事務局長になるなら天下りですよ。誰がどのようにして天下るのですか。（「昨年の方などで」の声あり）昨年の方は天下りっていいのですかね。現在も事務局長でその方をどうするのですかという話やったやないですか。事務局長がそのまま有償の事務局長になることもあり得るわけですから、それはコミュニティで考えてくださいという話です。

だから、方向性として2人体制から3人体制になしますよと、有償を。そういう配慮を行政はしたということとっていただければ、何も問題はないことですよ。それを一々何だかんだ漏れたとか、漏れたっていいわけじゃないですか、人選ですから。極秘で進めますが、日銀の総裁でも漏れるわけですから、それは漏れたって仕方がない。

それでも着々と進めていくということもあり得るわけで、じゃあ、その人選された、名指された人たちに対して嫌と思う人たちがそういう反対運動、例えば国会でもそう、自民党は今度の

日銀総裁を進めると民主党は反対をするということで、嫌だから反対をするということだけで進めれば、何人も選んでいうのはできないわけでございまして、それは私どもは有償で2人体制から3人体制に配慮をしようという話で、今後そういう候補者、その人たちがコミュニティの中で決まるということでございますので、我々が誰を決めたわけでもない、その方も一人の候補としてお願いをしておくというのは当然のことで、先ほど言いましたように、4月新しい人事になってくるわけで、その方も現在役員をしてあるわけでございますので、また再任という可能性も出てくるから、私は前もってそういう計画でありますのでという話をしたわけであって、じゃあ断る側として、そのことを出さないで断るとするのは非常に難しいわけで、実はこうなんですよという話は、それは断るっていいですか、辞退をする理由としての話はするわけで、そういったところに漏れていくっていか知られていくわけでございまして、意図的に誰かがその名前を、やめさせようと思って意図的にその人の名前を出したわけでも何でもないわけでございます。

あくまでも全て善意の中で行われているわけでございますので、それを善意と解されなければ、それは全て悪意というふうにとれば、行政が一方的に言えば一方的にそれは進む、一方的にし過ぎると住民を代表って、住民の自治の中でまとまりませんよ。

今、自民党の何ですか、幹事長をしてあります方が地元で講演があったときに、災害等が起こったときにはある程度の行政がかちとして主権、いわゆる個人の権利を剥奪するような憲法の措置がなからんと、災害は早期に復旧はできませんと、まさにそのとおりなんですよ。住民側から一々上がって行ってそれを待つということになると、12年、コミュニティの事務局をつくってやってたわけ、それがあある程度は進みましたが、説明しましたように、それ以上の期待には沿ってないわけですね、我々は。

その期待に沿うために行政としても資金を投入したり、人的投入をするという考えのもとにやってくるわけであって、それを受け入れてもらえるか、受け入れてもらえなければ、それはコミュニティの中で事務局は要りませんということになれば、我々からそのコミュニティに対する助成金をカットすればいいわけですから、そこまで我々が決めているわけじゃないわけですよ。

我々は公的有償の人たちを2名から3名体制にして地域の人たちでやっていく、そのコーディネーターとしての役割を果たしていただくという意味で設けたわけでございます。不必要であれば、そのコミュニティについては必要ありませんということで、カットしていただければ何も問題ありません。人件費で出すわけじゃありませんので、コミュニティに補助金として出すわけですからコミュニティが採用するかしないかということでございますので、そういうことで、ある程度は行政が音頭を取ってやらなければ物は進まない、それ以上のことはやはりやり過ぎであるという、そこの辺の物差しを考えていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 町の考え方はわかりました。きょう後ろのほうにコミュニティ関係、また行政区の区長さん関係、しっかり聞いておられます。内情は多分、執行部のほうもわかっていらっしゃるところもあると思います。

コーディネーターというのをどういうふうに捉えて、今後コミュニティのほうで名前が上がってないということですが、内情は後ろにいらっしゃる方たちが御存じでございましょう。しっかり名前が決定というふうに聞いてはおると思います。それで誤解であるならば、町長言われますのは誤解であるということですが、その辺はコミュニティとしっかり協議をしていただいて、誤解を解いて、ともに思いは同じですので、協働のまちづくりをしっかりと行うための、誤解というのを今後解いていただきたい。そして、どういう方向性を示しているのか、しっかりと協議をして、この事業は進めていただきたいと思っております。

以上で質問は終わります。

○議長（三角 良人） ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。休憩に入ります。

午前10時04分休憩

午前10時15分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、藤石豊議員。

○議員（13番 藤石 豊） 13番議員、藤石豊でございます。実を言いますと、前回の一般質問のときに一般質問をすっぱかしまして、すっぱかしたというか、出さなかったことにちょっと後悔しております。3分間、5時まで間に合わなかったのに後悔してますんで、今回はしっかりと質問を立ち上げてまいりました。

今、今村議員と町長の激論の一般質問を、その次にするというのが非常に質問者はやりにくい、非常にやりにくい質問になるかと思っておりますけど、できるだけ穏やかにやっていきたいと思っておりますが、さて、どうなるかわかりませんが、質問をさせていただきたいと思っております。

今回の質問は、生活保護の検証をと題して中嶋町長に答弁を求めます。質問に入る前に、今回の質問に至った過程を前段としてちょっとだけ述べさせていただきたいと思っております。

まず、生活保護に関する議会での一般質問、私が調べたところによりますと、当須恵町の議会

ではここ20年間一度も質問がなされていないということです。また、近隣町でも同じくほとんどされていない。この事実が物語るようにいわゆるタブー視されている事項であり、今回のこのことに触れることに若干抵抗があるのは事実であります。しかしながら、社会の状況、情勢を見据えて、あえて質問をさせていただきました。

ここ数年、我が国、日本を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況にあると思っております。政治の世界では政権が交代し、自民、民主、自民と目まぐるしくかわり、政治に対する不信を抱いて、それに加えて停滞する経済の不安、これらのことをどのように解して回復し信頼を得ていくか、まさに現安倍政権のかじ取りに期待するのは私だけでなく、国民の7割以上が期待を寄せているところです。マスコミ、新聞等には世論調査であらわれているとおりでございます。財政出動、成長戦略、金融緩和、まさに三本の矢、アベノミクスの今後の動向に注視しているところでございます。

しかし、期待とは裏腹に不安を抱えていることもたくさんあります。その一つは、防衛、外交だと思っております。中国との尖閣列島、韓国とは竹島、ロシアに対しては北方四島のそれぞれの領土問題、そしてアメリカの沖縄基地の問題と、今まさに旬の話題でありますTPPへの参加、これらのことはここで語るには及ばず、皆さん御承知のとおりでございます。

そこで、ちょっと身近な問題に触れたいと思います。きょうも多分そうだと思います。ここ数日来、大陸から飛来する黄砂、それに伴う今話題の微小粒子状物質、口がまめりそうですけど、PM2.5、日本の各地に及ぼす影響は環境問題や健康問題、私たちの生活に身近にかかわり、重要なゆゆしき事態を起こしかねない。これは、外交問題に発展することに多分なるのではないかなと思っております。しかし、これらのことは、まずは国のレベル、県のレベルでしっかり議論を重ねてほしいなと思っております。

しかしながら、いずれこの問題も我々のこの市町村レベルでの、須恵町でも多分一般質問の対象になるのではないかなと想像しております。そこで、次回あたり、このことも考えたらいいんじゃないかなと、少しは思っておるところですけど、きょうはこの辺にしときたいと思います。

2つ目は、国内の問題で、今、教育や指導で問題になっている体罰のことで、次から次と出てくる、小さい子供から、幼児のときから学校、部活、大人まで、果ては柔道のオリンピックの強化選手にまで及んでいる。実は、この問題も身近な問題として一般質問に取り上げる予定でございました。しかし、さきの2月28日の学校自己評価報告会である程度の論議、質疑がなされたので今回は取り上げず、これも今後の問題提起の一つとして考えていきたいなと思っております。

何かこうして見ると、一般質問の題材っていいですか、いっぱいありますよね。今回3人ですけど皆さんもどしどしやりましょう、一般質問、そう思っているところでございます。

私も頑張りますので、ひとつよろしく願いいたします。

ちょっと前置きが長過ぎて、本題に入りたいと思います。

まず、国が進めている生活保護に関する体制強化の取り組みが大きく2つあります。一つは生活保護制度の見直し、もう一つは生活困窮者支援、この2つであります。

見直しについては、非常に語るに厳しいのですが、現在の受給者の、全国での受給者が214万人、過去最多であります。その総額3兆7,000億円、莫大な金額であり、国や我々地方自治体に対しても財政の圧迫を余儀なくされております。

これらが問題視されたことの中の一つは、年金受給者と生活保護の受給者の不公平さだと思います。いわゆる働く人が損になるという逆転現象、このことは国民の勤労意欲を削ぐことになってくるのではないかと。やりがいのある仕事をしっかりやり報われる、そういうシステムづくりを私たちが望んでいることだと思っております。

もう一つは、困窮者の支援でございます。これは何も支給をしないということじゃなくて、仕事が本当にできず困っている方には当然支給をするような調査、そして、それに対する申請からその資格条件をきちっとクリアして、支給してやらなければならないというのはもう私が述べることではないです。しかも、我が国の日本国憲法に保障されています基本的な人権の「日本国民は最低限度の生活を営む権利を有する」、最低限度の権限を有するということは、最低限度の保障をしていただくにやいけないということにもつながってまいります。

これらのことを考えると、生活保護に対する見直し、しっかりと考えていかなければならないと思っております。

そこで、問題に上がったのが今回の不正受給の問題であります。もちろん、ケースワーカーが少ないとか体制づくりにまだまだ組織が成熟してないとか、そういう問題たくさんあると思います。そのことを踏まえながら、今回の質問の趣旨に入るわけでございます。

最近、問題となりました当福岡県の中間市の生活保護受給者に関する事件、事案は、大きな問題を提起しております。

今回の一連の事件の検証と当町における生活保護のあり方、実態を把握し、そして、そのチェック機能の体制強化の充実を求めています。

申請から審査、決定までの一連の流れを検証し、今後の仕組みづくりに役立ててほしいと思っております。

事前に通告しておりましたとおり、項目別に何項目か質問をしております。そのことに触れながら御回答をいただき、再質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをしたいと思います、議員が冒頭に申されましたように、20年

来生活保護の一般質問がなかったというのは、当然と言えば当然かも知れません。我々町村に権限がないからであります。権限があるのは全国で41の町村だけでございます、市になりますと、福祉事務所がありますので、市の権限には属します。我々は権限がありませんので、粕屋保健福祉事務所のほうで管轄をしていただいて、県の業務でこの生活保護というのは支給されておるといってございまして、我々職員がかかわるのは受付業務、そのいわゆる県への申達関係、それから1日に現金支給がありますが、このときに現金を渡すという業務、これを委任されておるわけで、業務の内容とかそういったもの一切は受け持っておりません。

それから、民生委員が大体申達をしておったわけですが、それも今は申達の許可は要りません。民生委員さん、よそから転入されてきて生活保護申請、書こうにも書けないわけございまして、それは県のケースワーカーのほうで調べて、受給の認定をするということになっておりますので、町村議会では生活保護についての一般質問がないのは、当然と言えば当然かも知れません。

だから、私はこの質問については、私の意見、私見として申し上げることしかできないのではなかろうかというふうに思っておりますが、今、現金支給であるわけございまして、私、以前30代のころ職員としておりまして、専業主婦、いわゆる配偶者と3人の子供がおります。ボーナスとかそういったものを抜けると、月給だけですと、私は生活保護以下の収入でございました。そちらのほうの方がよかった時代があります。

それから、いわゆるずっと横滑りの状態で、公務員等の給料あるいは民間の給料もずっと下がってきたわけございまして、生活保護の保護費というのはある程度保たれてきたということから逆差っていいですか、そういうことが起こってきておるのではなかろうかというふうに思っておるわけございまして、私は、この現金支給から物品っていいですか、現物支給、要るものについては直接国、県があるいは市が払っていくというふうなことのほうがいいのではなかろうかと。例えば、家賃とかももう直接幾らということで払っていくし、医療費もただですから、そういったものについては現物の支給になっておりますけれども、現金で支給するから、1日はある種の店が繁盛するという話が通っていくわけございまして、また、これはこういうところと言う言葉ではないのかなと思いますが、いわゆる最初から年金を納めなくて、どうせ国が保障してくれるからと、あなたのお父さんは何ですかと、国家公務員ですと。私も国家公務員になりたいですとか、何で国家公務員かなあとすると、国から支援されているからと。これはちょっとこういう場でこのお話はちょっと避けとったほうがいいかなと思いますけれども、そのよううわさも聞くような状況でございまして、生活保護の再検証という話ですが、やはり見直しは必要であろうと、私個人的な意見としてはそのように思うものでございます。

項目を追って質問をされておりますので、項目を追ってお話をしていきたいということでございまして、今214万とか215万とか、そういうふうな保護者の人たちがおると。いわゆる

200万人を超えたのはこの保護支給が始まって以来、59年ぶりに200万人を突破したということでございまして、3兆7,000億円、子ども手当が5兆5,000億円ですから、それに匹敵するぐらいのお金が出されておるということでございます。

須恵町の推移と申しますと、平成23年の1月で281世帯の465人、これは世帯というのは世帯に対して生活保護ちゅうのは出されますので世帯といえます。それから、平成24年の1月で307世帯、平成25年で331世帯ということで、年々2%ずつぐらい増加しておっているのが傾向でございます。

それから、次の生活保護を受けるための条件、資格条件でございますが、この認定は世帯単位で、先ほど言いましたように行われるわけで、世帯員が生活維持のために資産等々、生活することを前提としておるということで、いろんな保護制度があるわけでございます。それは世帯主であること、収入が基準より少ないこと、貯蓄がない、余分な資産を持っていないと、親族から十分な経済的支援を受けられない、親族からも経済的支援を受けられるということで計算に入るわけでございますし、あるお笑い芸人が母親の生活保護、自分は高額収入を得ながらしてなかったという問題も取り沙汰されておると。まあ、そういう不正が働くわけでございますが。

本町においては、現金支給等でしかかかわっておりませんので、不正の要素というのではないわけで、中間市のような問題は起こらないわけでございますが、それよりも税務とかそういう金銭を扱う課のほうが、問題はあるのかなというふうに思っております。

申請からの流れというのにつきましては、相談があった場合には、生活状況あるいは扶養義務者の有無、財産状況などお伺いして、生活保護の制度の説明、その他自立するためのアドバイスを行っておりますということでございます。その上、保護の申請があったときには、速やかに生活保護法第24条の規定によりまして申請書、その他保護に関する参考となるべき事項を記載した書面を添えて、福祉事務所に送付をいたしておるというのが状況でございます。

それから、受給資格の調査につきましては、担当のケースワーカーが家庭訪問を行いまして、生活保護の認定をするということでございます。

チェック体制についてでございますが、先ほど言いましたように、本町は保護の実施機関ではありませんので、保護の決定などは行いません。本町の職員が中間市の事例のような不正受給にかかわることは、ほとんど考えられないということでございます。

それから、ケースワーカーの役割でございますが、ケースワーカー、イコール、ソーシャルワーカーともいうふうに呼んでおられるわけでございますが、いろいろと社会福祉主事として、福祉事務所の所管、指揮、監督によって、保護を受けられるかどうかの審査を行うわけでございますが、しかしながら、このケースワーカーにしても親族の収入を調べる権利はありません。それから強制徴収する権利もありません。だから、家族あるいは親族が高収入であって、そこからの援

助をお願いしたいということとは言えない、調べることができないから言えないという制限がかけられておるわけでございます。

それから、受給者に対するその後の定期的なチェックはということでございますが、ケースワーカーが生活保護の支給日、1日と申しましたが、その日に世帯の状況に応じて家庭訪問、面談等を行っております。

職業のあっせん等のフォローでございますが、自立助長を図るということがこの制度の主なものであるわけでございますので、自立支援プログラムというものを導入しまして、ハローワークに設置されている就労支援委員とケースワーカーが連携して、就労支援事業初めおのおののケースに応じて社会支援を活用した支援を行っているということでございます。

その他につきましても、社会適応訓練事業などを活用しながら、ケースワーカーが中心となって、効果的、継続的かつきめ細やかな進路、就労相談、支援を行うために精神的フォローなどを行っておるというのが状況でございます。

各項目についての説明は、以上でございます。

○議長（三角 良人） 藤石議員。

○議員（13番 藤石 豊） 本来なら自分で調べてもわかるような質問内容だったのですが、今回の事件をきっかけに、今、私の考えていたことは職員の皆さんあるいは職員と県との兼ね合い、そのところの意識づけをきちっとしていただきたいという思いがあったからでございます。

しかも、当町では受付業務のみであってほとんどタッチしてない、ましてや民生委員の権限といますか、それがなくなり、受付自体を当町でやるのみというような話でしたので、余りかわりがないと言えばそれまででしょうけど、その当町の受け付けた段階とそして県に送る段階、このところの緊密さといいますか、コンタクトをしっかりとっていただくというのが、不正を防いだりあるいは見落としがあったり、そういうのが大きな役割の一つではないかなとも思っております。

最終的には支給することに対しては決まりがある、支給する、その後のチェックは、今、言われたようにきちっとケースワーカーの責任のもとにやっておる、最終的には生活保護を受給するのではなくて、やっぱり最終的には仕事についていただくというのが最終目的である。

そのためには、市町村あるいは県との話し合いによってその対策をしっかりと、例えば、先般新聞に書いてあったのですが、埼玉県の場合は、働くことができる生活保護受給者への就労支援というのをしっかりとやってきている、例えば612人が就職したとか、96人が生活保護から自立したとか、そういう事例が上がっていますので、やっぱりその辺を踏まえながら、我々も町として県に対して、ちいと進言していかないけないんじゃないかなというのを感じております。

簡単で申しわけないのですが、一般質問とかえさせていただきます。終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月22日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時39分散会
